

# 対日直接投資の現状と その促進に向けた取組等について

平成26年2月27日

内閣府

# 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)における記述

## 三. 国際展開戦略

### 3. 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備

国内のあらゆる企業や人材がグローバル経済の利益を享受できる環境を整備するとともに、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、日本国内の徹底したグローバル化を進める。2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増(2012年末時点17.8兆円)することを目指す(以下略)。

#### ①対内直接投資の活性化

##### ○特区制度の抜本的改革

・海外の資金や技術等を更に我が国に呼び込むため「国家戦略特区」を活用し、世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境を整備していく。こうした環境整備は海外に移転した日系企業の国内回帰にもつながる。

##### ○政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化

・グローバル企業のエグゼクティブ層と同等の目線に立ち、個社の経営戦略を踏まえて有望な外国企業を発掘・誘致するため、JETROにおける産業スペシャリスト機能の強化、グローバル企業向けの支援措置の整備等を通じて誘致体制を強化する。  
・我が国への投資計画の策定に必要な制度・行政手続等に関する相談や規制改革要望をJETROが一括して受け付け、関係府省庁との連携のもとに個別に対応するなど、外国企業に対する包括的なサポート体制を強化する。

##### ○国際会議等(MICE)誘致体制の構築・強化

##### ○高度外国人材の活用

# 対内直接投資に係る統計上の定義

## ■国際収支統計上の直接投資の定義

- ・ 出資割合が10%以上となる投資先企業との国境を超える取引として、以下を計上
  - ①株式資本
  - ②再投資収益
  - ③その他資本(資金貸借等)
- ・ この他、非居住者による国内不動産の売買についても計上

＜上記項目①、②、③のそれぞれの注釈＞

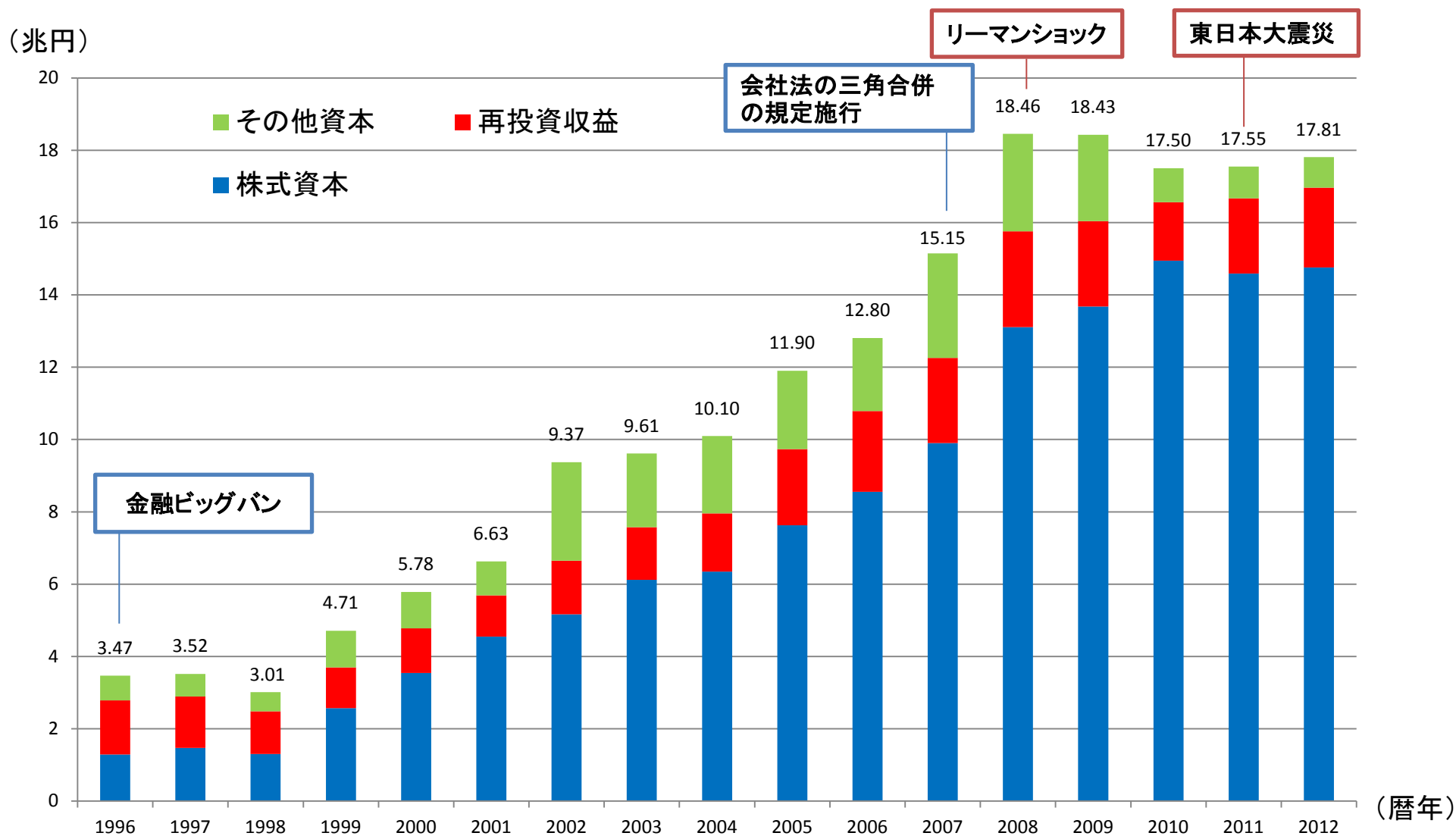
- ① 例えば、日本企業の株式を9%保有する外国投資家が、ある期に保有割合を2%増やして11%とした場合、10%ラインを超える契機となった当該2%分が当該期の直接投資(フロー)に計上される。直接投資残高(ストック)は、期末時点の出資残高(11%分)が株式資本として計上される。
- ② 再投資とは、投資先企業の稼いだ利益が内部留保された場合(同内部留保による現地での追加の設備投資を含む)を指すが、内部留保された利益の金額に出資比率を乗じた金額が当該期の直接投資となる。
- ③ 例えば、外国企業による本邦子会社への貸付、本邦子会社の発行する社債の引受けなどが該当する(なお、日本国内で資金調達した場合は含まない)。

## (参考)「外資系企業」の定義

経済産業省「外資系企業動向調査」では、外資比率3分の1以上、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率10%以上の企業と定義

# 我が国の対内直接投資残高(ストック)の内訳①

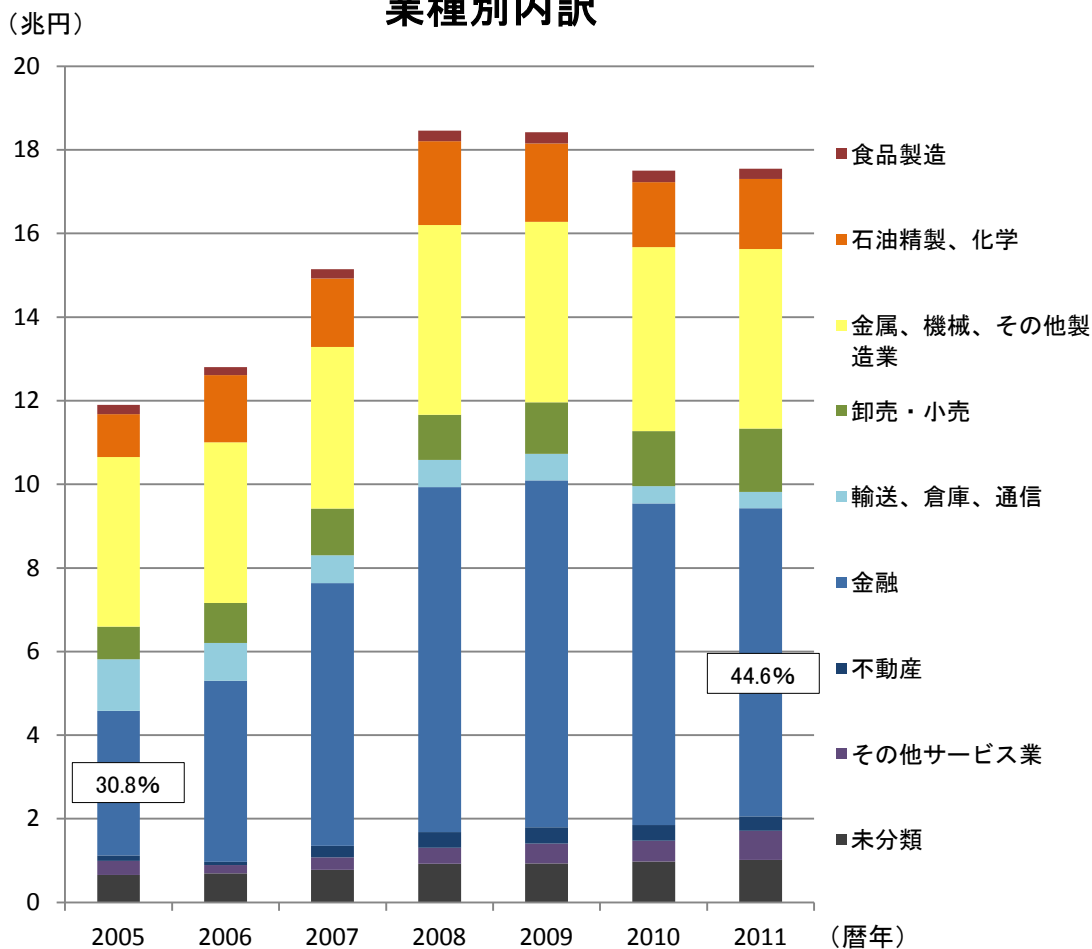
2000年代には、株式資本を中心として残高が増加。2008年以降は伸び悩んでいる。



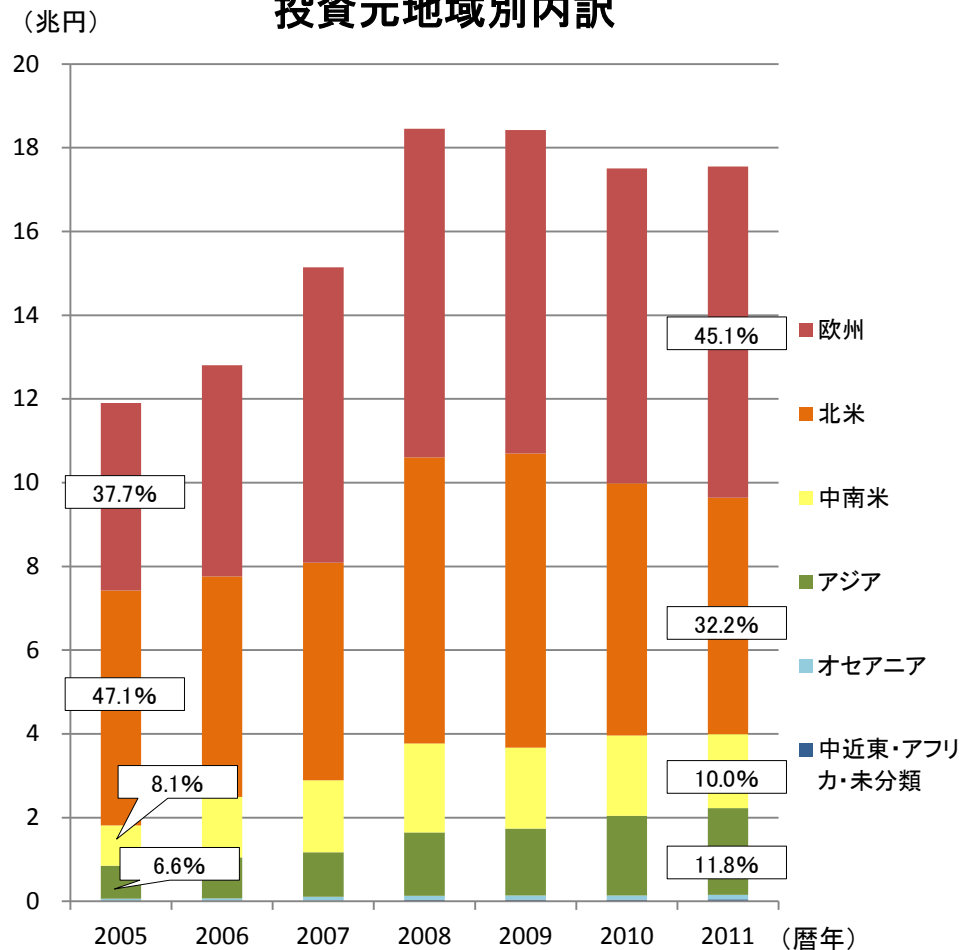
# 我が国の対内直接投資残高(ストック)の内訳②

- ・業種別では、金融業の割合が高まっている。
- ・地域別では、欧州・アジアからの割合が高まっている。

## 業種別内訳



## 投資元地域別内訳



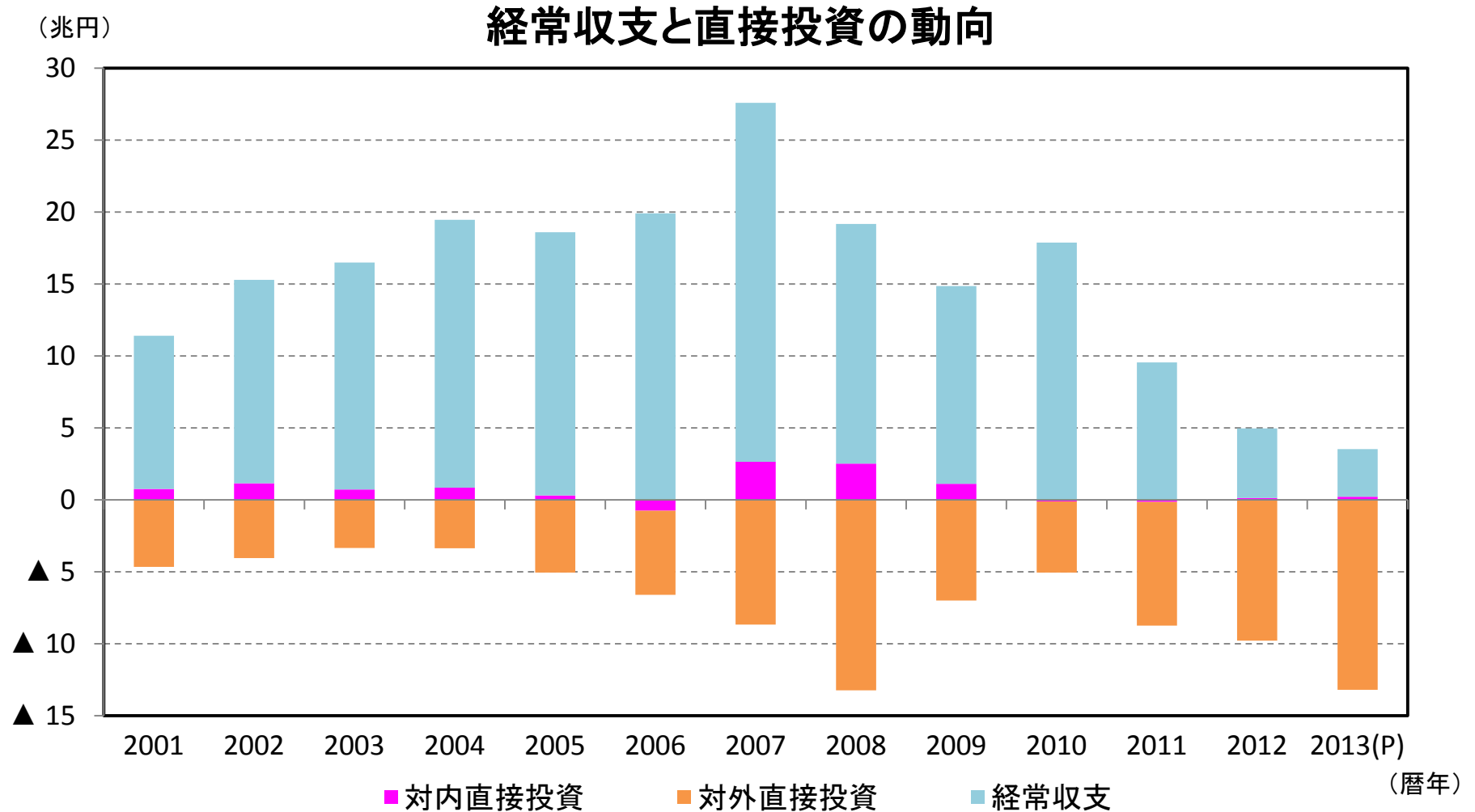
注) 「金属・機械・その他製造業」には農業・漁業、鉱業を含む。

「その他サービス業」には電力・ガス・水道、建設を含む。

出所: OECD.stat

# 経常収支とフローの直接投資(対外・対内)の推移

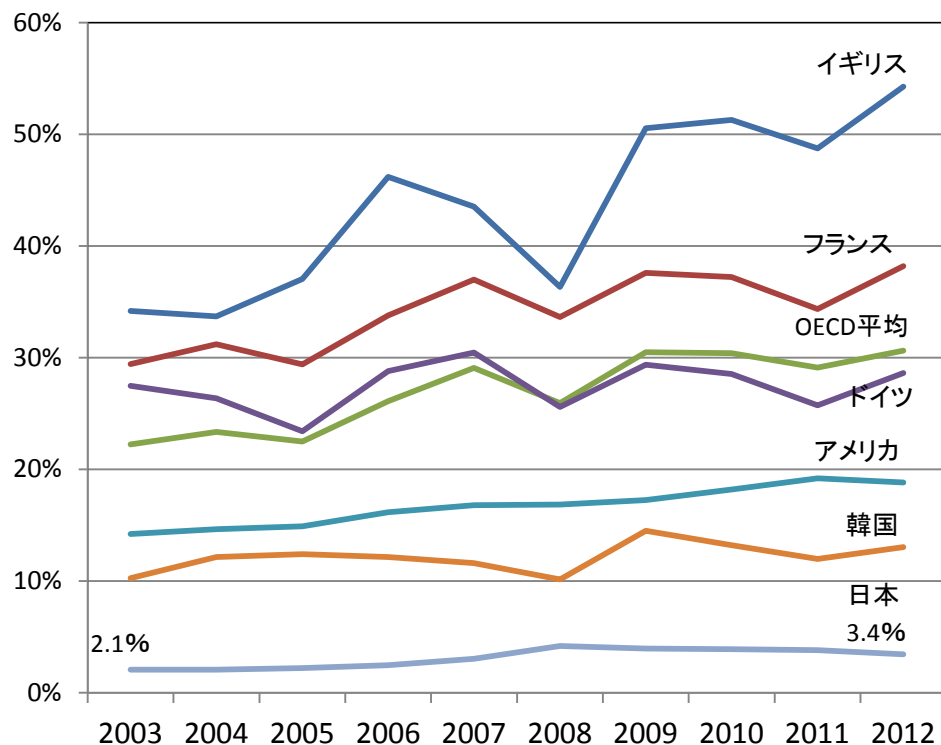
経常収支の黒字が縮小している中で、長期の安定的な資本としての直接投資(フロー)はネットで大幅な赤字(対外>対内)となっている。



# 主要国の対内直接投資残高のGDP比、対外直接投資残高との比較

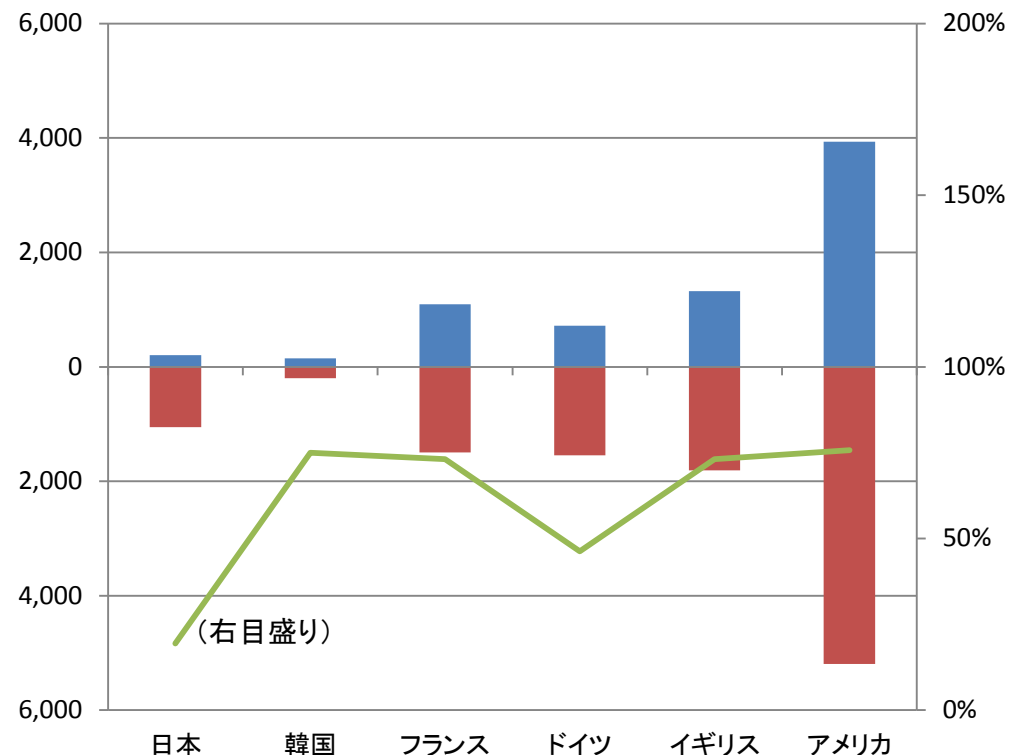
- ・我が国の対内直接投資は、他の主要国と比較して低い水準にとどまっている。
- ・対外直接投資とのバランスでも対内直接投資が小さいことが特徴。

主要国の対内直接投資残高のGDP比の推移(年次)



出所: OECD "International direct investment database", Eurostat, IMF

(10億ドル) 主要国の対内・対外直接投資残高の比較(2012年)

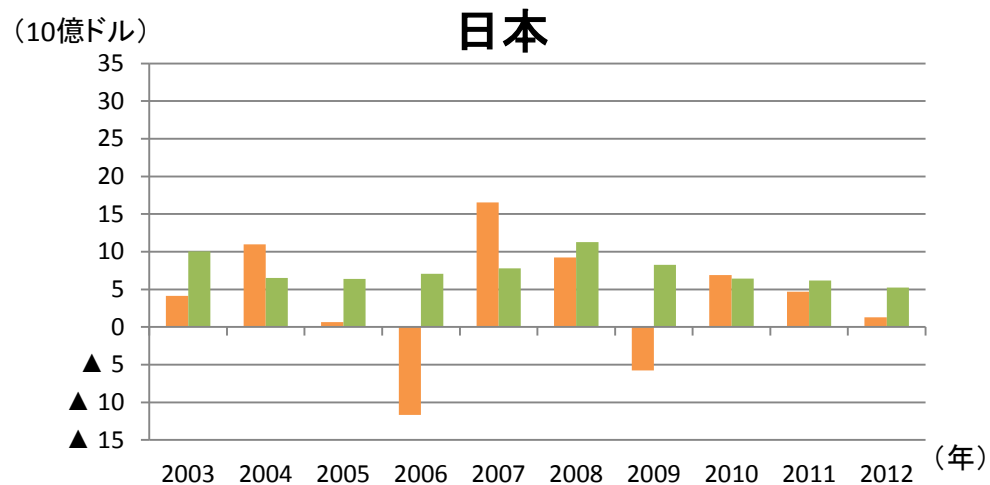
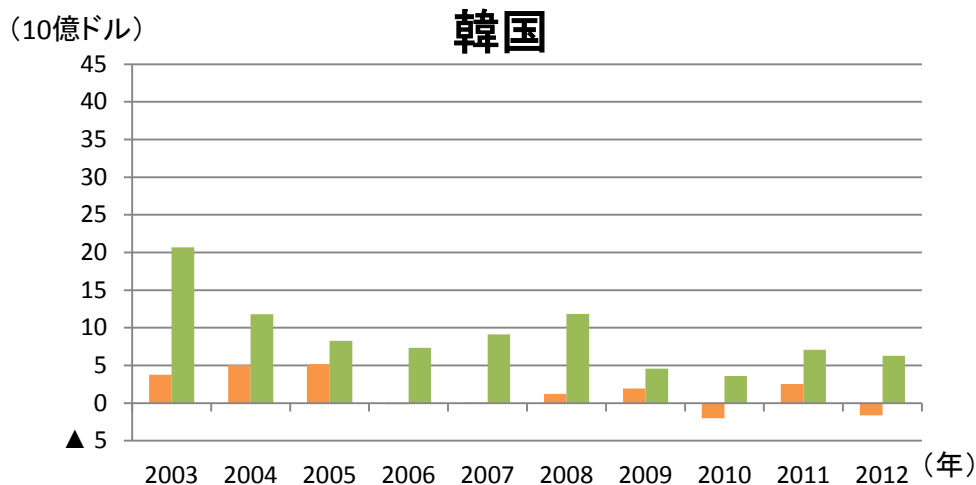
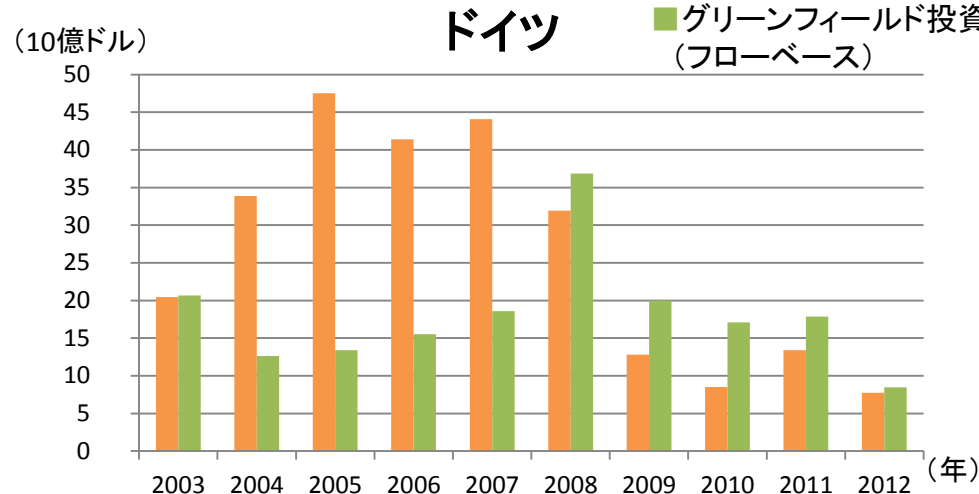
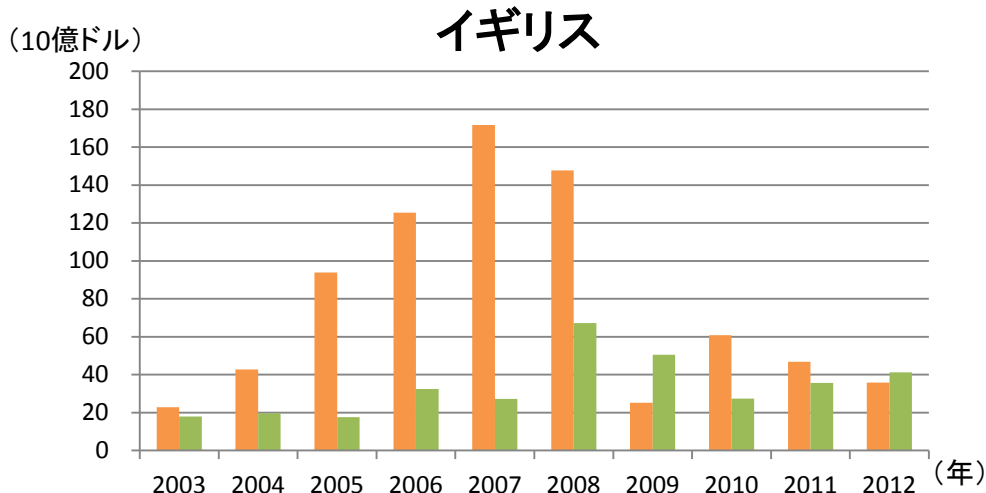


出所: UNCTAD "World Investment Report 2013"

# 主要国のクロスボーダーM&A、グリーンフィールド投資

- ・イギリス、ドイツでは、2000年代半ばにM&Aが拡大。韓国はグリーンフィールド投資(※)が中心。
- ・日本は、M&Aが流出超過の年も見られる。

■ M&A  
■ グリーンフィールド投資  
 (フローベース)



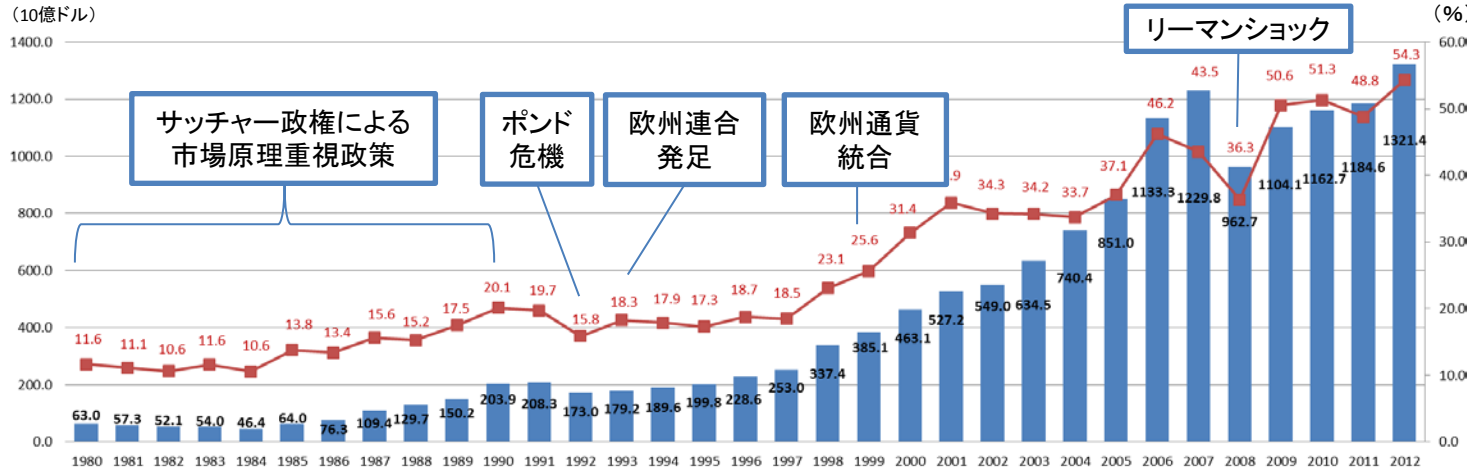


# イギリス・ドイツの対内直接投資残高推移について

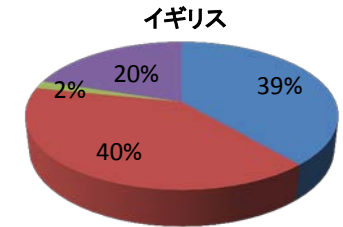
- ・イギリス、ドイツでは欧州経済統合が大きな要因となり、対内直接投資残高が増大していると考えられる。
- ・EU域内からの対内直接投資は、イギリスで全体の4割、ドイツで7割を占める。

## イギリス

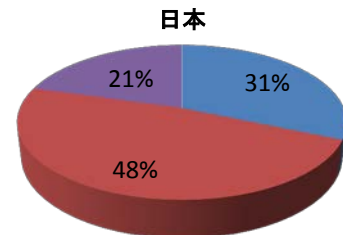
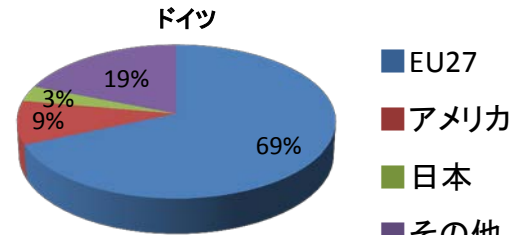
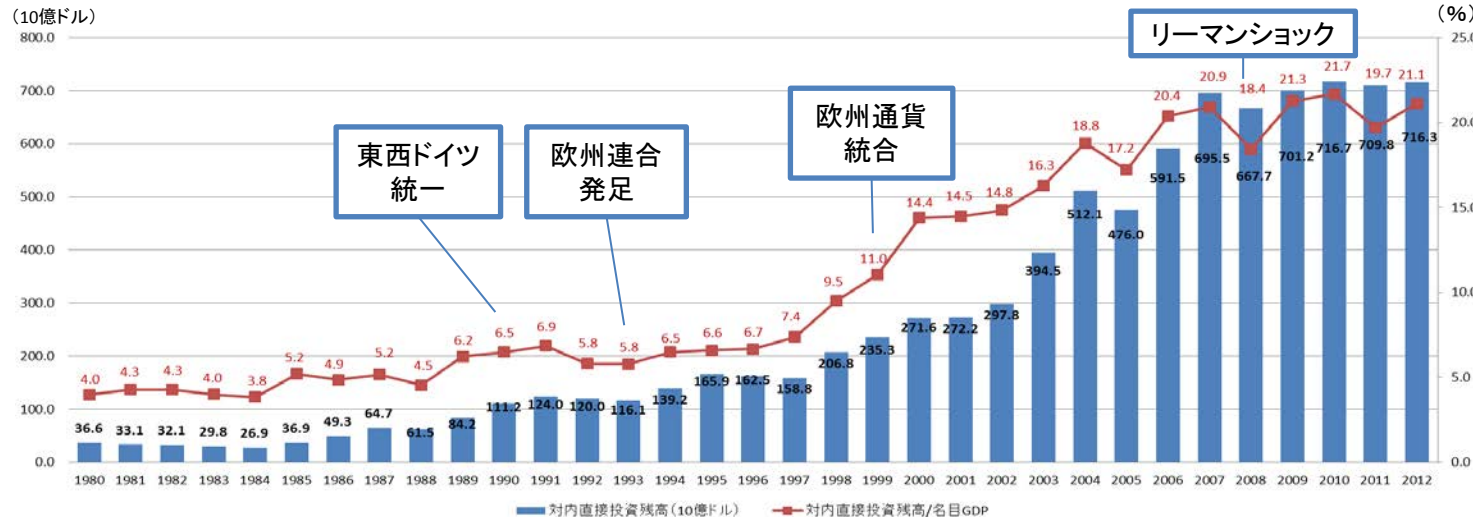
対内直接投資残高(10億ドル)



対内直接投資(フロー)における国・地域別割合(2007~2011年平均)



## ドイツ



[出所] ジェトロ世界貿易投資報告より作成

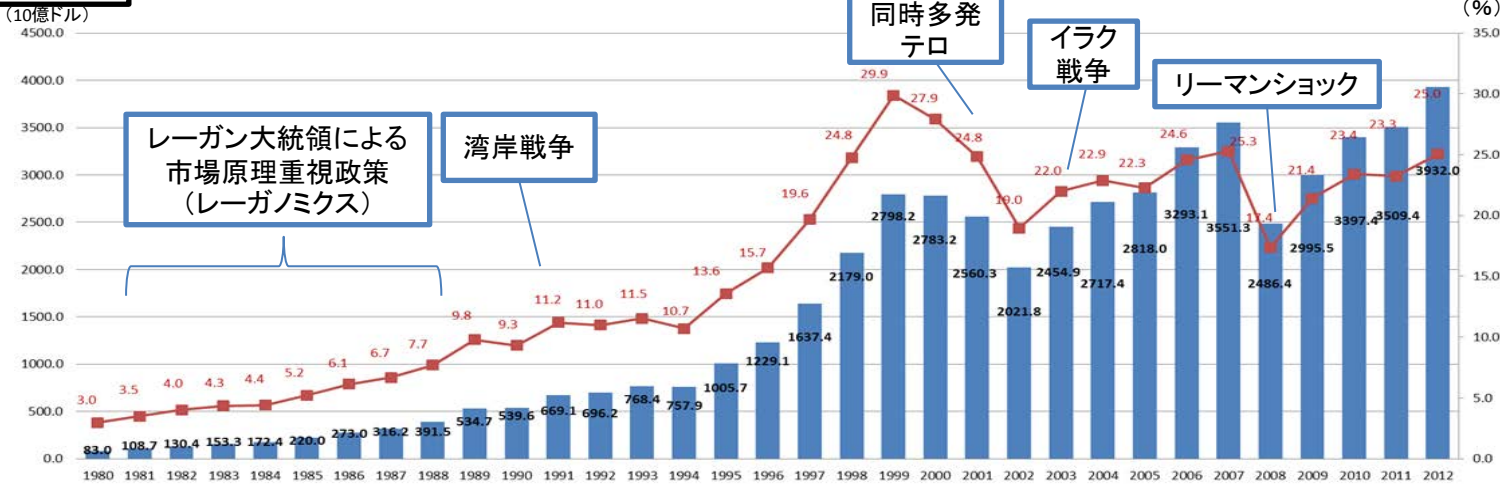
注) 1989年までは、旧西ドイツのデータのみ。

出所: UNCTAD統計資料、財務省資料「法人課税の在り方」等よりジェトロ作成

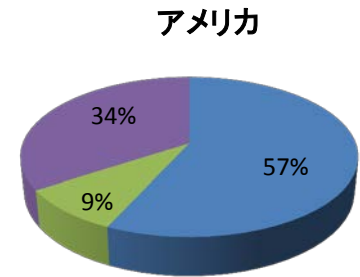
# アメリカ・韓国の対内直接投資残高推移について

- ・アメリカの対内直接投資は、1990年代後半に大きく増加。同時多発テロの2001年頃、リーマンショックの2008年には減少している。
- ・韓国では、アジア通貨危機の1997年、リーマンショックの2008年に減少しているが、総じて増加傾向。

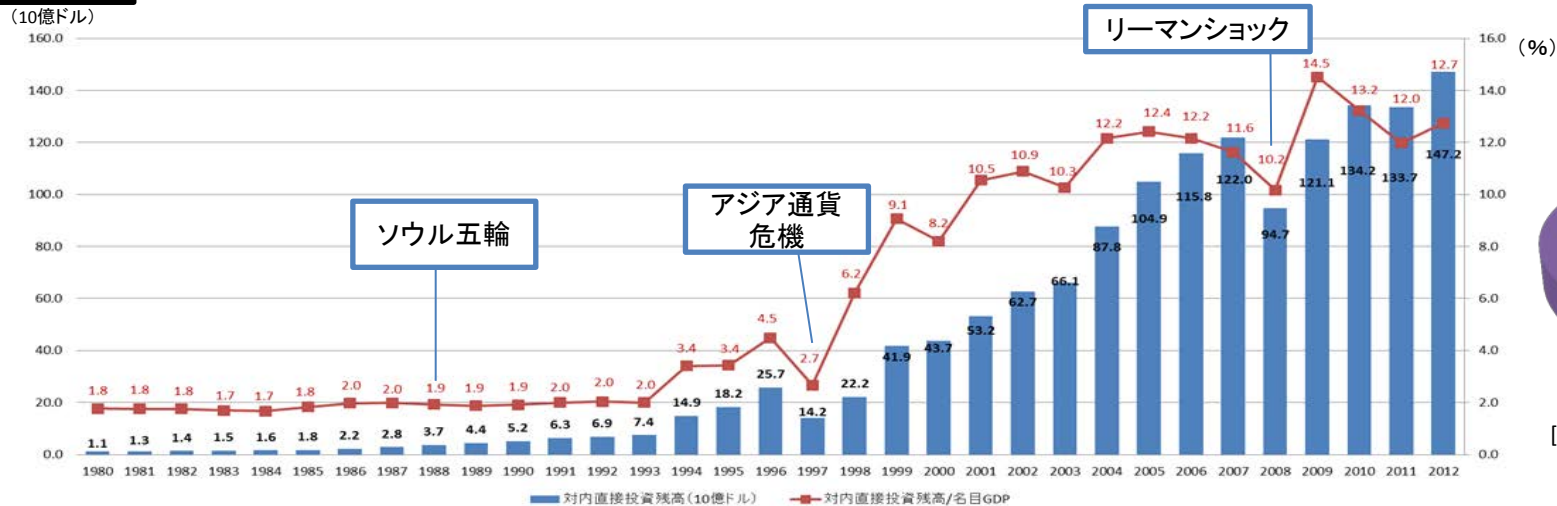
## アメリカ



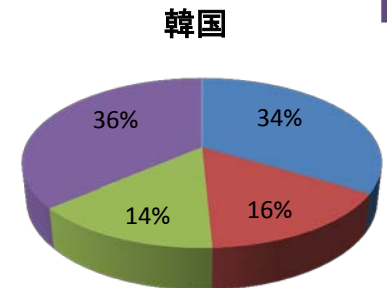
対内直接投資(フロー)における国・地域別割合(2007~2011年平均)



## 韓国



対内直接投資(フロー)における国・地域別割合(2007~2011年平均)

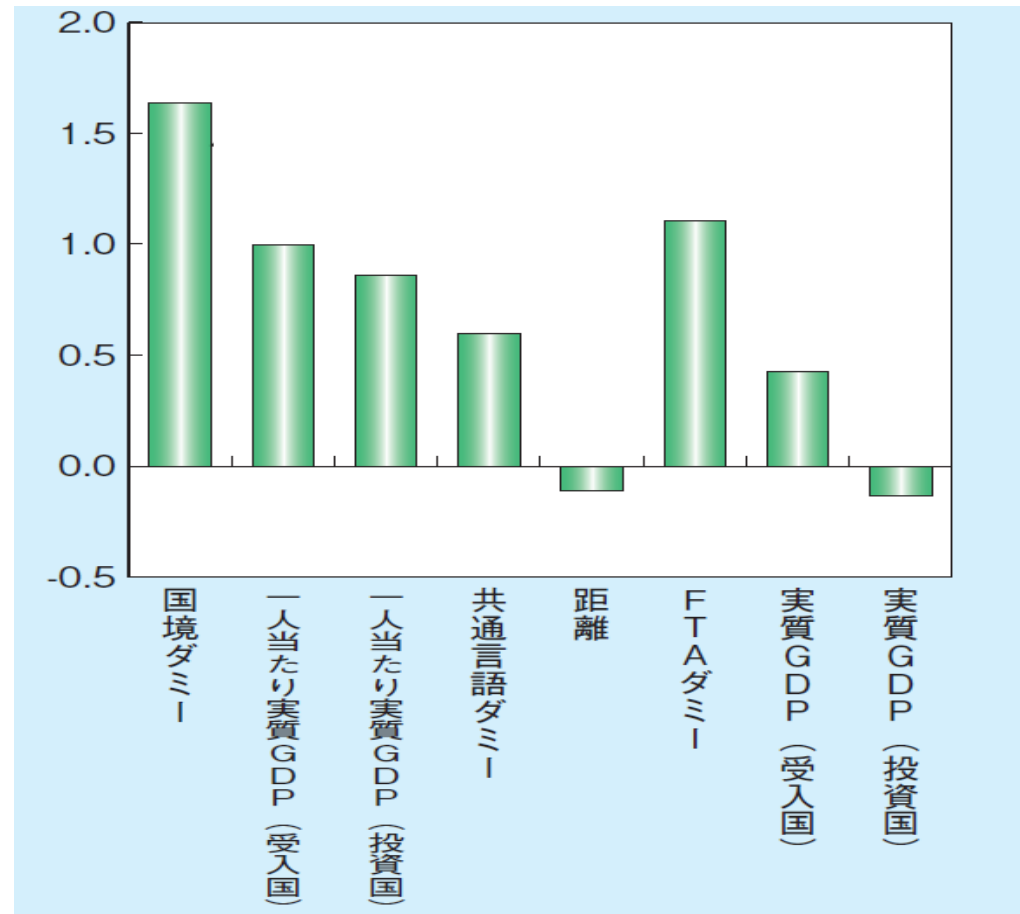


[出所] ジェトロ世界貿易投資報告より作成

# 対内直接投資に影響を与える要因

- ・対内直接投資を左右する要因としては、「国境が隣接しているか」「FTAの締結」などがある。
- ・「距離」はマイナスの要因。

対内直接投資額の推計結果(各変数のパラメーター)

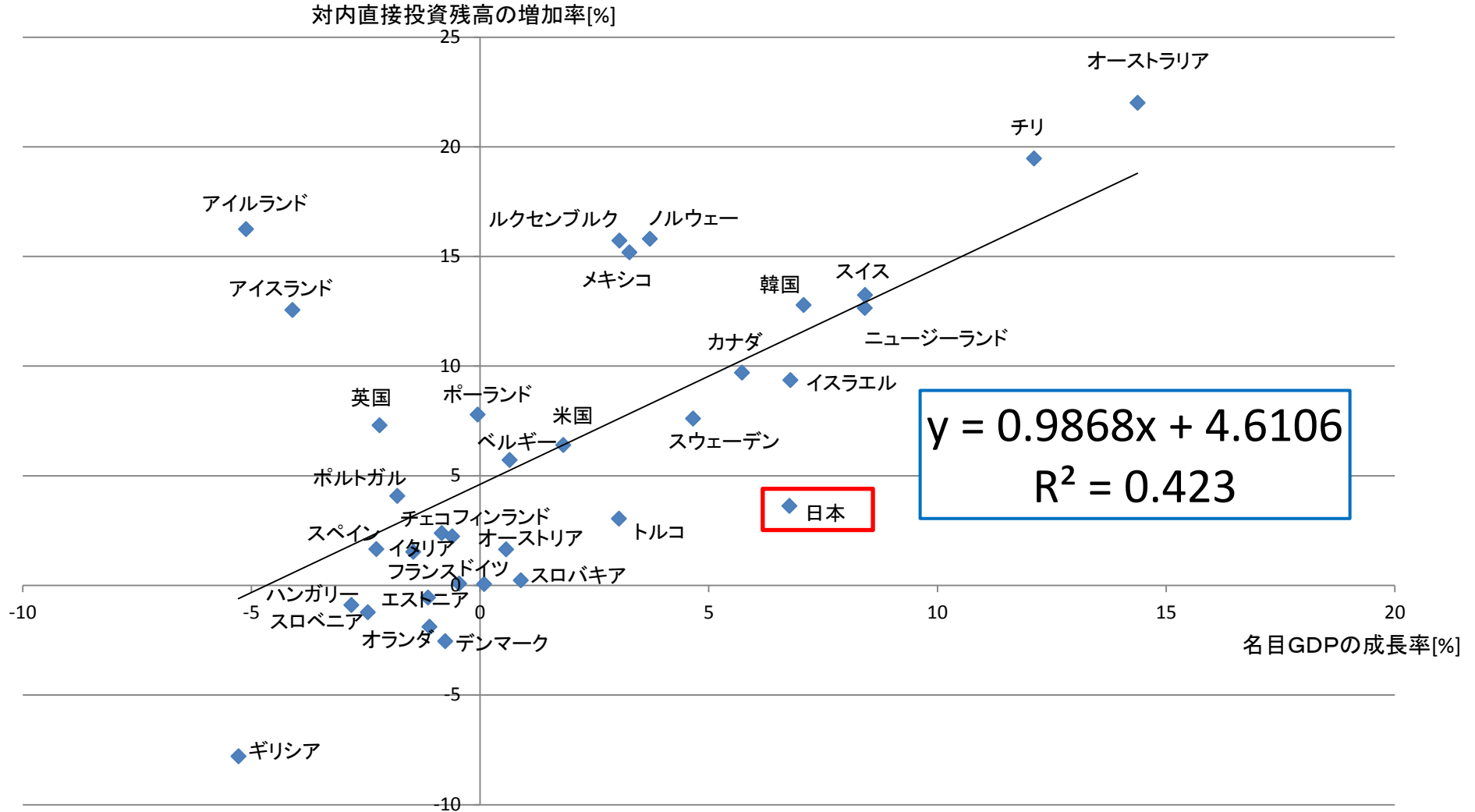


出所:内閣府「経済財政白書(平成23年度)」(2011年7月)

注)2000~2008年のデータセット(受入国20ヶ国、投資国168ヶ国)を利用して、対内直接投資額を上記の変数(ダミー変数を含む)により推計。推計式は対数であり、ダミー変数以外は弾性値を表す。

# GDP成長率との相関

- ・名目GDPの成長率が高い国ほど対内直接投資残高の増加率が高い傾向が見られる。
- ・成長力強化が、投資先としての魅力向上、ひいては対内直接投資の増加にとって重要と考えられる。



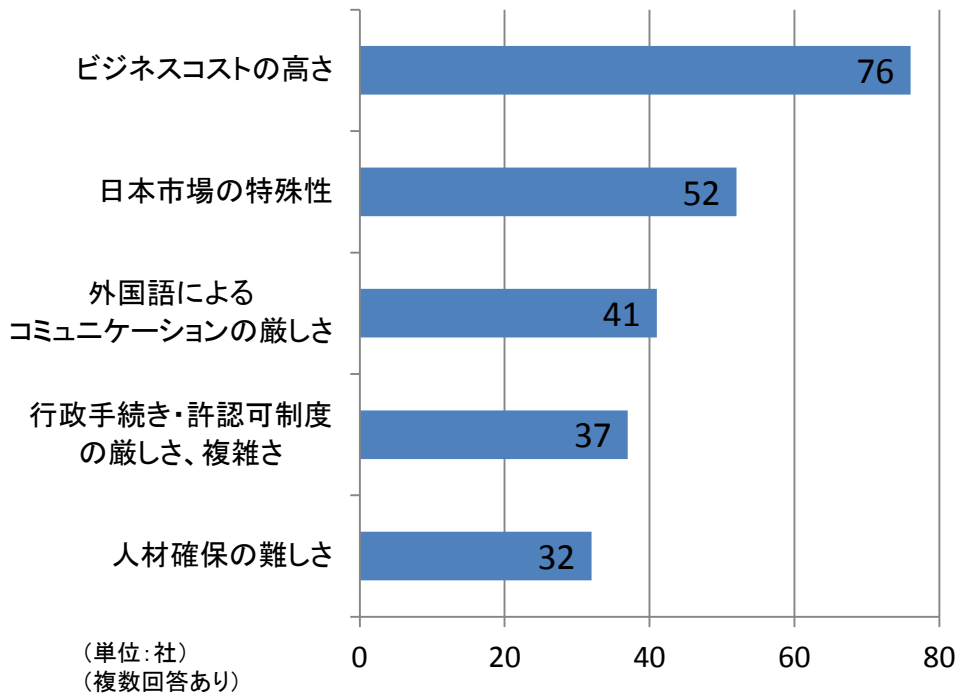
注： OECD加盟34ヶ国に関する2008年～2011年の増減率の平均値(ドルベース)

出典：Foreign Direct Investment (FDI) Statistics - OECD Data, Analysis and Forecasts

# 外資系企業から見た我が国への投資阻害要因

「ビジネスコストの高さ」「日本市場の特殊性」「外国語によるコミュニケーションの難しさ」等が阻害要因として挙げられている。

日本における投資阻害要因  
(アンケート調査による外資系企業102社の回答)



具体的な改善要望(外資系企業の声)

## ○法人税・補助金

- ・法人実効税率が他国と比べて高い(機械/欧州)
- ・補助金額が各国と比べて格段に小さい(化学品/北米)
- ・補助金の公募期間を長くして欲しい(医療/欧州)

## ○行政手続き等

- ・行政手続きが必要以上に煩雑(ソフトウェア/欧州)
- ・日本法人設立に際し、日本在住の代表取締役を探すことが困難(情報通信/北米)

## ○人材確保

- ・英語が話せるエンジニアがいない  
(ソフトウェア/アジア大洋州)

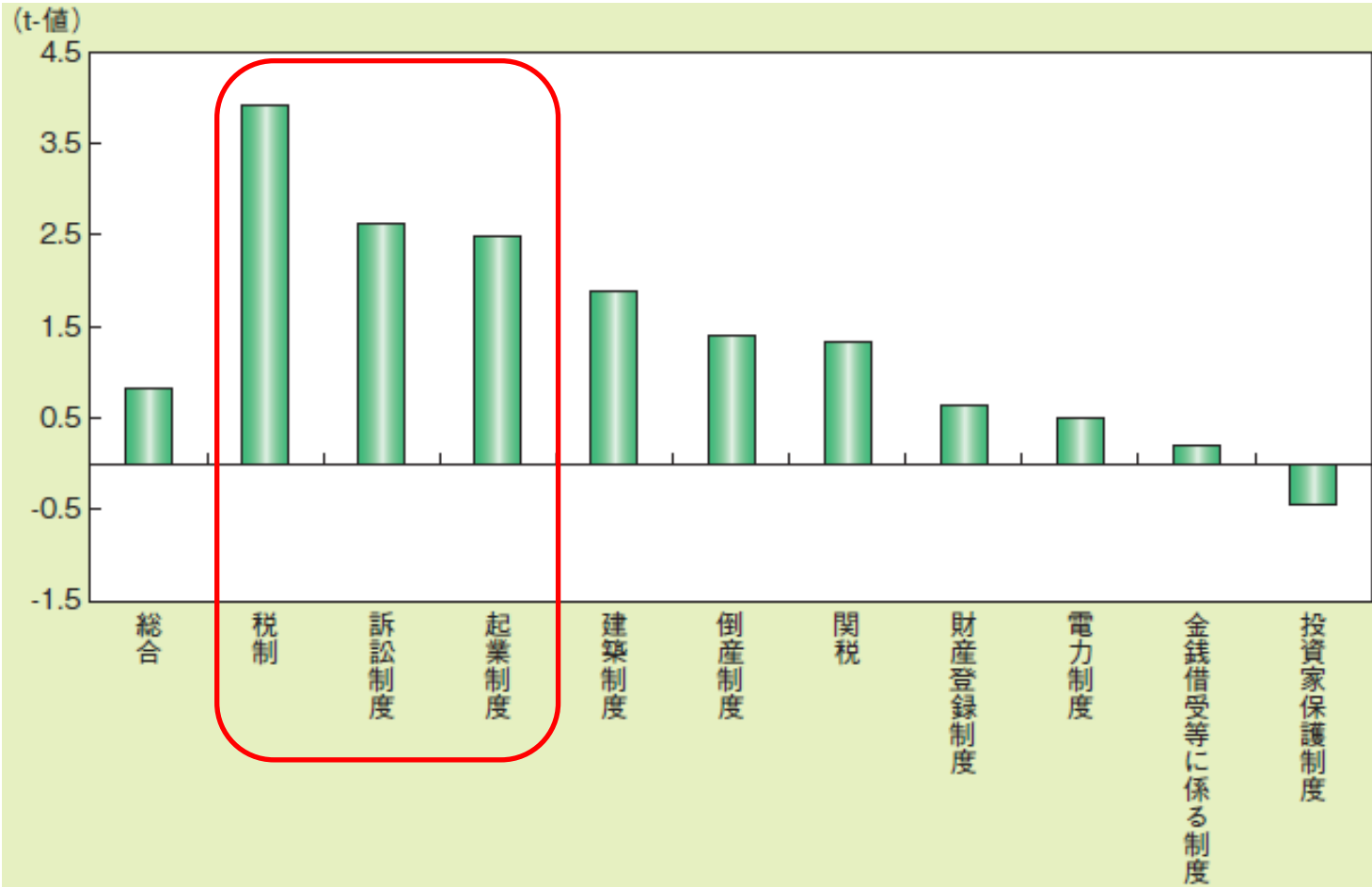
注:括弧内は、(分野/本社所在地)

出所:ジェトロ「日本における投資阻害要因に関する外資系企業の声と改善要望」(2013年4月)

# 制度要因について

対内直接投資には、税制、訴訟制度、起業制度等の国内制度が有意に影響を与えている。

対内直接投資に影響する制度要因の統計的有意度（※寄与度ではない）



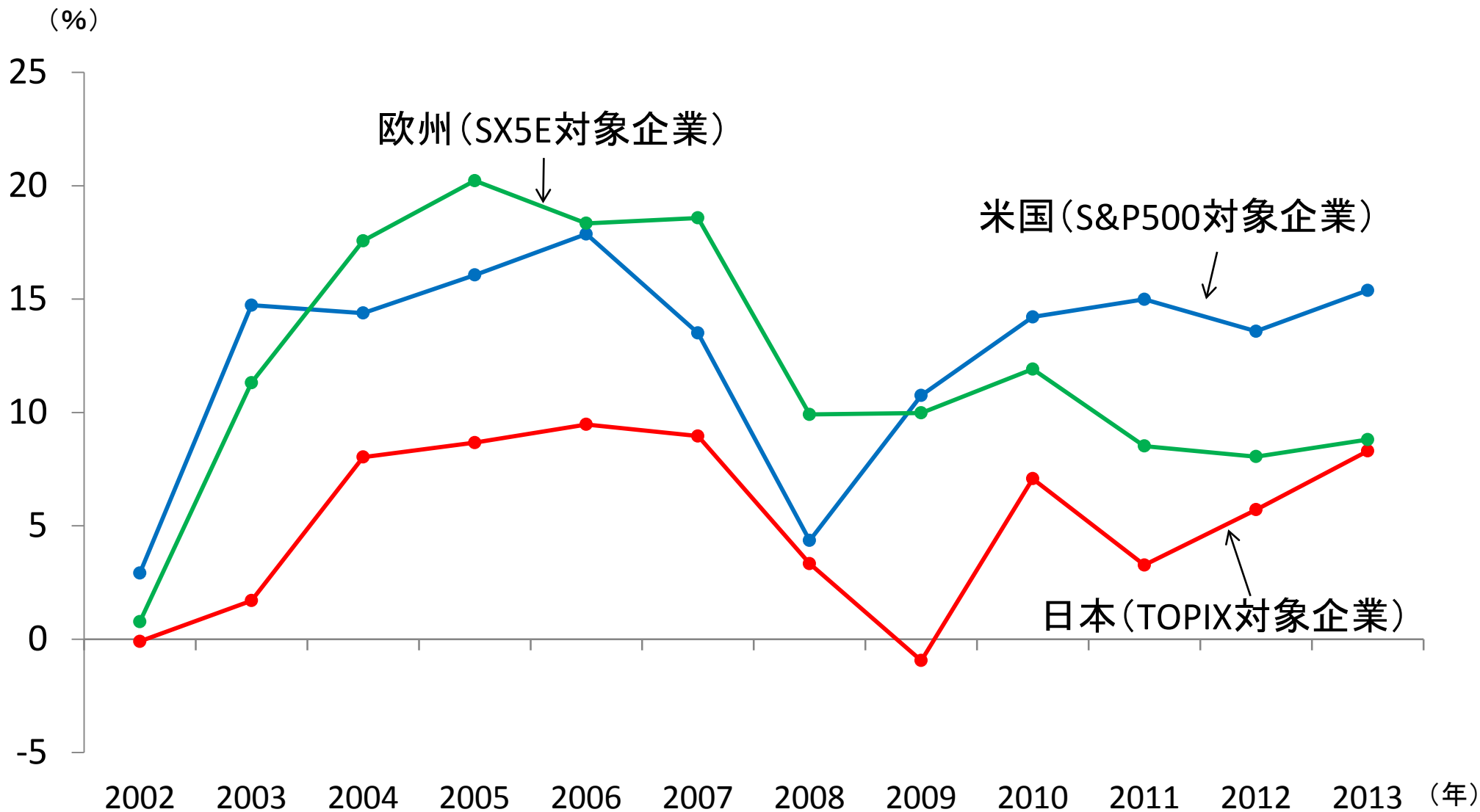
各国の対内直接投資／名目GDP(%)と各項目の国別ランキング(※)を回帰分析した場合のt-値(統計上、有意かどうかの指標)。

※各項目の規制環境が海外企業にとって事業を行いやすいものであるほど、ランキングが高い。

税制: 法人にかかる総合的税率等  
訴訟制度: 訴訟にかかる時間、費用等  
起業制度: 事業設立にかかる時間、費用等

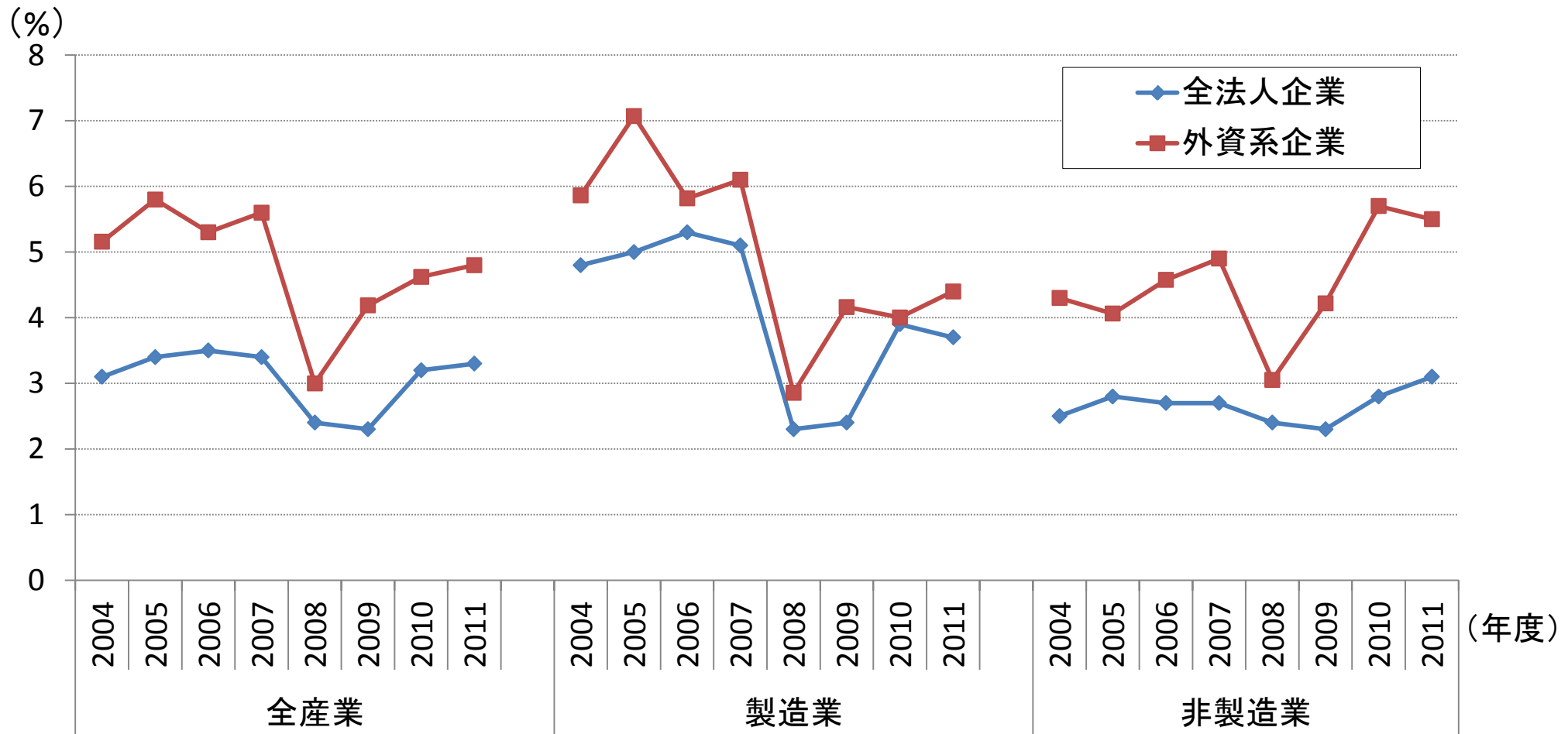
# ROE(株主資本利益率)の国際比較

日本のROEは、欧米諸国と比較して低い値となっている。



# 外資系企業の利益率(売上高経常利益率)

外資系企業の売上高経常利益率は、総じて国内全体の水準を上回っている。



備考: 1. 売上高経常利益率 = 経常利益 / 売上高 × 100

2. 全法人企業には外資系企業を含む。

3. 全産業及び非製造業は金融・保険業を(外資系は不動産業も)除く。

資料: 全法人)財務省「法人企業統計調査」、外資系)経済産業省「外資系企業動向調査」から作成

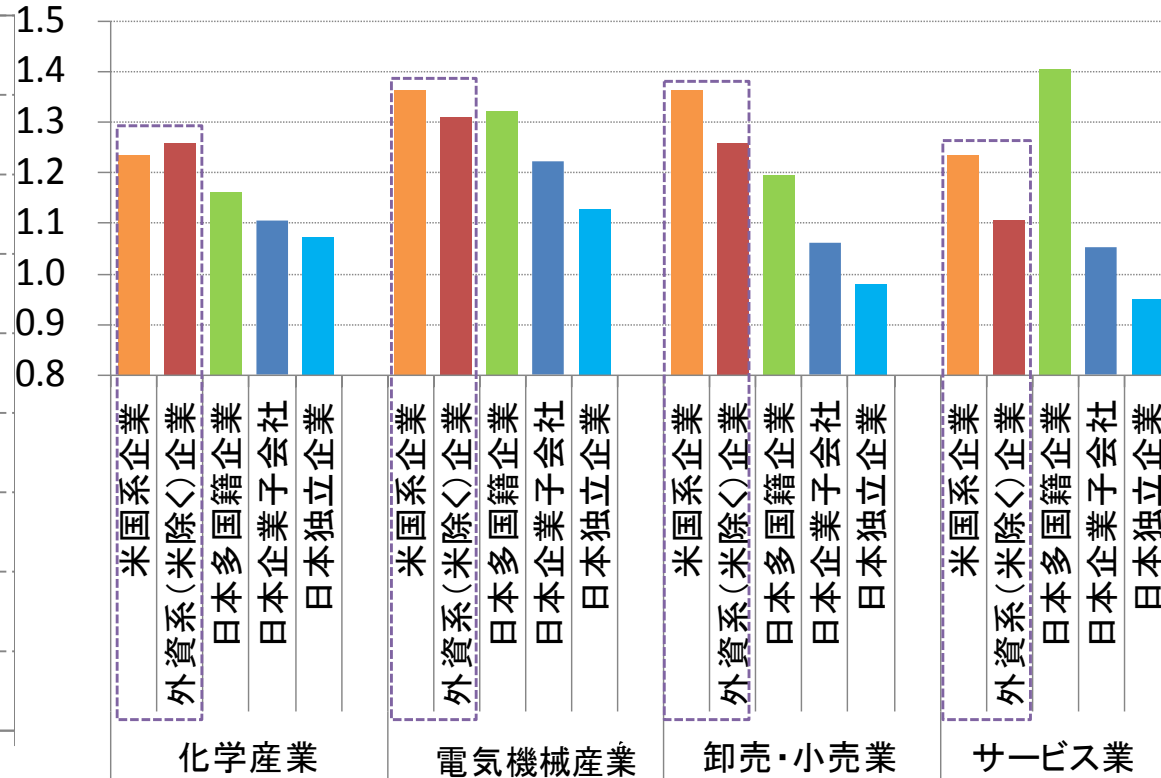
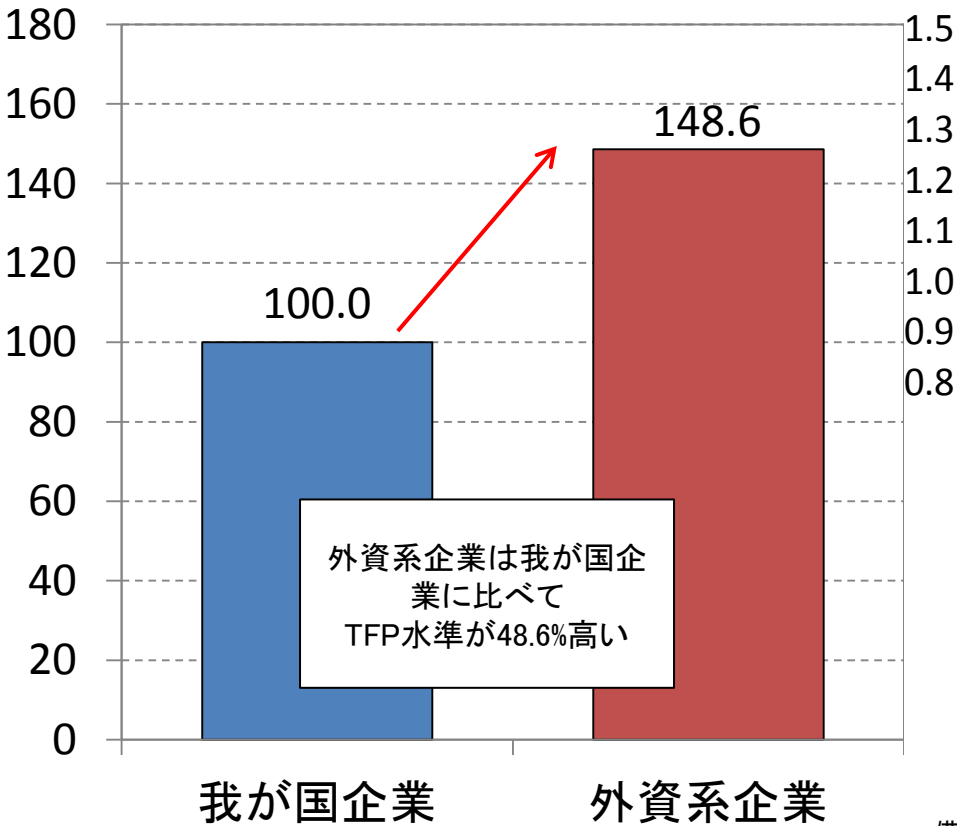


# 外資系企業の生産性(TFP)

外資系企業の生産性は、我が国企業に比較して高い。対日直接投資は、海外企業が優位性を持つ経営資源やビジネスモデル、技術のスピルオーバー等の効果も期待される。

※TFP:全要素生産性

(我が国企業=100)



備考: 外資系企業は、外資比率が50%以上の企業。我が国企業からは日本の子会社(単独50%以上を出資する国内親会社がある企業)を除いている。

時点: 2001年~2008年の平均

資料: 経済産業省「通商白書」(2013)から作成。

備考: 原データは自然対数表示。ここでは実数に変換している。時点: 2000年~2005年の平均。  
資料: 権・金(2010)「所有構造とTFP: 日本企業データに基づく実証分析」(RIETI Discussion Paper Series 10-J-050) から作成、通商白書(2013)。

# 対内直接投資促進に係る主要施策・事業の取組状況(概要)

## 1. 制度整備

グローバル企業を惹き付ける「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指し、国家戦略特区の創設、経済連携の戦略的推進、法制度その他の制度整備等に取り組む。

## 2. 外国企業の誘致・支援

有望な外国企業を発掘・誘致するため、補助金の活用、誘致・支援体制の整備、広報活動や情報提供等に取り組む。

## 3. 人材育成・活用

グローバルに活躍し、グローバル企業を支えるような人材の育成や活用を図るため、高度外国人材の活用、教育機関の強化、学生の留学・交流等に取り組む。

## 4. 生活環境の整備

我が国で活動する外国人が暮らしやすい環境をつくるため、医療環境や教育環境の整備に取り組む。

## 5. インフラ整備

国際競争力強化に資する観点から、首都圏空港の機能強化等のインフラ整備に取り組む。

# 対内直接投資促進に係る主要施策・事業の取組状況

## 1. 制度整備

グローバル企業を惹き付ける「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指し、国家戦略特区の創設、経済連携の戦略的推進、法制度その他の制度整備等に取り組む。

### (1) 特区

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
1	国家戦略特区	昨年12月7日、国家戦略特別区域法が成立し、国が定める国家戦略特区において、大胆な規制改革等の施策を総合的かつ集中的に講じていく。これまで、第1回国家戦略特区諮問会議を1月7日に開催して以降、1月30日に第2回会議、2月21日に第3回会議を開催し、基本方針及び特区の指定等について審議を行ってきた。今後、特区の指定及び区域方針等について、引き続き審議していく予定。また、特区における事業を支援するため、平成26年度税制改正において即時償却を含む投資を促進する税制を創設することとしている。	内閣官房地域活性化統合事務局 内閣府地域活性化推進室
2	総合特区の推進	地域の先駆的な取組に対し、規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援する。(これまで、地域活性化総合特区を41件指定、国際戦略総合特区を7件指定)	内閣官房地域活性化統合事務局 内閣府地域活性化推進室
3	構造改革特別区域制度	地域を限った規制の特例措置に関する提案を受け付け、優秀な外国人研究者の受け入れ円滑化等の取組を行う構造改革特区の認定を行う。(これまで、1,212件の特区計画を認定。770件の規制緩和を実現。)	内閣官房地域活性化統合事務局 内閣府地域活性化推進室
4	東日本大震災復興特別区域法	東日本大震災からの復興に当たって、世界の英知を結集し「開かれた復興」として、地域の創意工夫をいかしつつ復興への取組を促すため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置をワンストップで総合的に運用する復興特区制度を創設し、平成24年より、復興推進計画の認定を開始。復興特区制度の下、新たに立地した新設企業に対し法人税を5年間無税とする等の措置を講ずることにより、国内外からの投資を呼び込む。現在、106件(平成24年31件、平成25年65件、平成26年10件)の復興推進計画を認定。	復興庁

## (2) 規制改革

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
5	規制改革会議貿易・投資等ワーキンググループの設置・審議	昨年7月に規制改革会議の下に貿易・投資等ワーキング・グループ(WG)を設置。本WGでは、対日投資促進を阻害する各種規制の改革や海外との相互認証制度の推進等について検討する。平成26年2月21日現在、WGを8回開催し、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤通関手続きの合理化、認定通関業者制度の簡素化、⑥入管政策の改定について精力的に議論。本年6月を目途に、規制改革会議として答申をとりまとめる予定。	内閣府規制改革推進室

## (3) 対外関係

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
6	経済連携協定交渉	アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に進める。具体的な取組状況は以下のとおり。 日モンゴルEPA: 昨年4、7、12月に交渉会合を開催。 日加EPA: 昨年4、7、11月に交渉会合を開催。 日コロンビアEPA: 昨年5、10月、本年2月に交渉会合を開催。 日中韓FTA: 昨年3、7、11月に交渉会合を開催。 RCEP: 昨年5、9月、本年1月に交渉会合を開催。昨年8月に閣僚会合を開催。 日EU・EPA: 昨年4、6、10月、本年1月に交渉会合を開催。 TPP: 昨年7、8月に交渉会合を開催。同10月に首脳会合・閣僚会合、同12月月及び本年2月に閣僚会合を開催。	外務省、 財務省、 経済産業省 ほか
7	投資促進行動計画	2009年にAPEC投資専門家会合(IEG)において我が国を含む全APEC参加国・地域が透明性の促進、投資家に対する不確実性の減少、ビジネス規制の簡素化等を含む行動計画に合意。現在、2012年に改訂した2014年までの優先課題(①安定的な投資環境の強化、②効率的・効果的な投資手続きへの改善、③ステークホルダーとの建設的な関係の構築)に各国・地域が取り組んでいる。	外務省

#### (4) 税制等

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
8	高付加価値拠点の誘致のための法人税の負担軽減措置 (アジア拠点化法)	雇用等を創出するグローバル企業の研究開発拠点やアジア本社といった高付加価値拠点の誘致に向けて、認定企業に対して法人税の負担軽減等を図るアジア拠点化推進法について、国内外でのフォーラム・セミナー等を通じ、PRした。	経済産業省
9	法人課税	本年1月20日に産業競争力会議で取りまとめられた「成長戦略進化のための今後の検討方針」において、「政府税制調査会と連携して、法人実効税率の在り方を検討する」旨を記載。法人課税については、政府税制調査会において、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて、検討することとし、法人課税ディスカッショングループが設置された。	経済産業省
10	組織再編成に係る課税関係の透明性の向上	組織再編成(三角合併等を含む)に係る課税関係について、事前照会で対応するとともに、そのうち予測可能性に資するものを質疑応答事例として公表する。(最近の取組としては、平成25年11月、国税庁ホームページに、三角株式交換を含む組織再編成に係る質疑応答事例を新たに4件公表)	財務省

## (5) 法制度

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
11	現代的で透明性の高い契約ルールの整備に向けた民法改正	国際的にも透明性の高い契約ルールの整備を図るため、経済のグローバル化等を踏まえた民法の改正を行う。昨年2月に「民法(債権関係)改正に関する中間試案」の取りまとめが行われ、同年4月からパブリック・コメントの手続を実施。同年7月から、改正要綱案の取りまとめを目指して審議。	法務省
12	日本法令外国語訳の推進	翻訳整備計画に基づく英訳法令や法令用語日英標準対訳辞書(法令翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書)の改訂版等をホームページ(日本法令外国語訳データベースシステム)に掲載し、日本法令に関する情報を広く国際的に発信していく。(平成25年の実績としては、58の英訳法令のほか、同年3月に法令用語日英標準対訳辞書の改訂版(ver 8.0)等を公開)	法務省

## (6) その他の制度整備

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
13	APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)制度の運用	21のAPEC参加国・地域のうち、我が国含め19の国・地域により運用されている制度。このABTCの保持者は、事前に承認を受けたABTC制度参加国・地域に短期商用目的で入国・滞在する際には、あらかじめ査証を取得することなく入国審査が受けられるほか、各空港に設けられたABTC専用レーンを利用することができる。	外務省
14	金融・資本市場活性化策の検討	家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策や、アジアの潜在力の発揮とその取り込みを支援する施策について、有識者会合で議論を行い、昨年12月13日、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を行った。	金融庁、財務省
15	「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」事業	デバイスラグ解消のための審査体制の充実等を実現し、承認審査の迅速化を図ることにより、外資医療機器メーカーも含めた革新的な医療機器の実用化の推進に資する。具体的には、新医療機器使用要件等基準策定事業、医療機器薬事申請・治験計画作成者養成プログラム作成事業及び、革新的医療機器相談承認申請支援事業を実施。	厚生労働省

## 2. 外国企業の誘致・支援

有望な外国企業を発掘・誘致するため、補助金の活用、誘致・支援体制の整備、広報活動や情報提供等に取り組む。

### (1) 補助金制度

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
16	アジア拠点化立地推進事業費補助金	平成22年度補正予算及び平成23年度、平成24年度、平成25年度予算において、「アジア拠点化立地推進事業費補助金(総額35億円)」を措置し、グローバル企業による高付加価値拠点の立地を支援。英語での補助金申請を認め、計23社を採択。	経済産業省
17	外国法人による各種補助金等の活用の円滑化	補助金の情報を英語で提供するとともに、日本法人設立前の外国法人でも、助成措置の公募申請等ができるように見直しを行う。	経済産業省

## (2) 誘致・支援体制整備

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
18	IBSC(Invest Japan Business Support Center)運営事業	外国企業が対日投資を行う際に必要となる登記、税務、労務の申請等に関する行政手続について、手続を所管する関係府省庁と連携してワンストップサービスを更に強化していく。昨年9月、外国企業が関係府省庁との面談や規制改革要望の提出を希望する場合に、関係府省庁との面談の調整・同席や、規制改革要望の提出から結果報告までのフォロー等、包括的なサポートを行う「対日投資相談ホットライン」をジェットロに設置。また、外国企業による国内視察機会の提供、マッチングなどソフト面のサービスを充実させる。さらに、地方公共団体における優遇措置等に関する情報共有を密に行うとともに、首長のトップセールスの機会等を活用し、国・ジェットロと地方公共団体が一体的に誘致活動を行う。	ジェットロ (関係各省庁)
19	アジア拠点化推進事業	アジア拠点化に資する案件等に加え、知的集積度の高い産業分野であるライフサイエンス分野、情報通信分野、エネルギー・環境分野等の高付加価値分野など、経済波及効果の高い分野の外国企業の誘致に重点的に取り組むことにより、重点案件に対し、年平均600社以上を支援している。	ジェットロ
20	対日投資重点分野企業誘致事業	海外の見本市などにミッションを派遣し、外国企業に対してPRを行うとともに、対日投資の可能性が高い外国企業を我が国へ招聘し投資実行へと導く。平成24年度に国際展示会(ドイツ3件、米国1件)でPRを行うとともに、外国企業と個別に誘致面談(754社)を行い、投資検討熟度が高い外国企業(32社)を招聘し、投資決定の加速に向けた面談を実施した。我が国の中小企業等が外国企業の有する販路や技術等を活用するとともに、外国企業の対日進出及び日本での事業拡大を行う契機とするため、国内中小企業等と外国企業のマッチング交流会を開催する(「外国企業提携促進事業(平成25年度補正予算)」が成立)。	経済産業省、 ジェットロ
21	企業立地促進総合プランの推進	企業の立地や投資の障壁を除去し、国内外の企業の負担を軽減するため、「企業立地促進総合プラン」を推進。全国9地域のブロックごとに、地域の経済界、関係省庁の出先機関、自治体等から構成する「国内投資促進地域本部」を設置し、最新の企業立地動向についての情報共有や意見交換を実施。	経済産業省



### (3) MICE等

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
22	国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進	<p>我が国のMICEの国際競争力を強化するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① グローバルMICE戦略都市として東京、横浜、京都、神戸、福岡を昨年6月に選定</li> <li>② 主要分野の有力者を中心としたMICE誘致体制の構築すべく、「MICE誘致促進委員会」を昨年12月に設置</li> <li>③ ユニークベニユーの開発、利用促進等を行うべく「ユニークベニユー利用促進協議会」を昨年8月に設置</li> </ul>	国土交通省
23	ビジット・ジャパン事業	<p>観光立国推進基本計画に基づき、オールジャパンによる強力な訪日プロモーション体制を実現すべく、訪日外国人旅行者数について、海外プロモーションを高度化するとともに、訪日外国人旅行者の受入環境整備を図る(昨年7月、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、同年11月より、カンボジア、ラオスからの旅行者の査証発給要件を緩和等)。合わせて、ビジネス機会の創出につながるMICEについても、同計画に基づきマーケティング戦略の高度化、MICE産業の競争力強化等を通じて誘致・開催を推進し、MICE開催数を拡大する。</p>	国土交通省

## (4) 広報・情報提供

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
24	ホームページによる情報発信	内閣府対日直接投資推進室のHPにおいて、JETRO及び関係府省庁等の関連ページとの間で相互にリンクさせ、我が国の立地環境の魅力の総合的なPRを推進。昨年3月、首相官邸ホームページ英語版に「Invest Japan」のページを開設し、JETROの企業進出事例「Success Stories」及び対日投資サイト「Investing in Japan」トップページ等へのリンクを設定。	内閣府、JETRO
25	海外事業者との投資提携の定着に関する調査事業	我が国の中堅・中小事業者が、海外事業者との投資提携とともに技術提携や事業提携を行うことにより、技術力の高度化や新商品の開発、また、国内外への販路の拡大などを実現した事例を収集し、成功要因等を調査・分析して「海外事業者との好ましい投資提携事例集」として取りまとめ、今年度中に公表する予定。	経済産業省
26	在外公館による日本企業支援	現地要人等が来訪する機会が多い在外公館において日本企業製品等をPRすることにより、我が国への関心を高め、ひいては対日投資の促進につなげる。全ての在外公館に「日本企業支援窓口」を設置するとともに、「日本企業支援窓口リスト」の外務省HP掲載などを通じた支援等を行い、経済関係の強化による対日投資拡大を図っている。	外務省
27	対日投資促進に向けたPR活動	対日投資を歓迎する姿勢を内外に示すため、国際会議や海外出張等の場を活用する。また、在外公館やJETROの海外事務所を積極的に活用して、恒常的なPR活動を実施する。外務省としては、在外公館のHPでJETROのHPへのリンク先を掲載する等の恒常的なPR活動を実施。経産省としては、海外のフォーラム等において日本のビジネス環境における魅力等を発信。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年2月27日 復興支援・対日投資フォーラム(パリ)</li> <li>・2013年6月17～20日 カナダ・対日投資セミナー(バンクーバー・トロント・モントリオール)</li> <li>・2013年11月7日 対日ビジネス促進シンポジウム(シドニー)</li> <li>・2014年1月16日 対日ビジネス促進シンポジウム(ロンドン)</li> <li>・2014年2月10日 日米ビジネス・テクノロジーシンポジウム(サンフランシスコ)</li> </ul>	外務省、経済産業省、JETRO、復興庁
28	コンテンツ産業強化対策支援事業(札幌コンテンツ特区)	札幌において国際商談会(ビジネスマッチング)を開催する。さらに、海外の国際商談会への出展等を実施し、札幌・北海道の撮影環境やインセンティブ等についてPRを行うことで、「地域発」映像コンテンツの国際共同制作、国際共同流通の促進を加速化させる。昨年2月には札幌において国際見本市を開催する等、国際関係を構築。	経済産業省

### 3. 人材育成・活用

グローバルに活躍し、グローバル企業を支えるような人材の育成や活用を図るため、高度外国人材の活用、教育機関の強化、学生の留学・交流等に取り組む。

#### (1) 高度外国人材

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
29	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直し	高度人材の受入れを促進するため、高度人材の認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする改正法務省告示が公布・施行された(昨年12月17日公布、同月24日施行)。また、高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、今通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正法案を提出予定。経済産業省及び厚生労働省も協議等に参画。	法務省
30	外国人特別研究員事業	分野や国籍を問わず、優れた外国人若手研究者を大学・研究機関等に招へいし、我が国の研究者と外国人若手研究者との研究協力関係を通じ、国際化の進展を図っていくことで我が国における学術研究を推進。(平成25年度は1,124名の外国人若手研究者を受け入れる見込み。)	文部科学省

## (2) 教育機関の強化

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
31	グローバル人材育成推進事業	豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身につけ、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル化を推進する組織的な教育体制の整備を支援。平成24年に採択した42大学の取組について、進捗状況を把握済み。また、「Go Global Japan(GGJ)」という本事業の愛称及びロゴを作成し、内外におけるブランド確立を目指す。昨年12月には、採択大学全体イベントとして「GGJ Expo」を開催。グローバル人材育成のための国や大学の取組を紹介した。	文部科学省
32	大学の世界展開力強化事業	国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国・欧州等の大学との国際教育連携の取組を支援。今年度は、欧州連合や東南アジア教育大臣機構が実施する既存の国際的スキームに参画し、欧州連合の大学との教育連携によるダブル・ディグリープログラムを2件、東南アジア教育大臣機構との教育連携プログラムを7件採択。あわせて、「キャンパス・アジア中核拠点支援」及び「米国大学等との協働教育創成支援」(平成23年度採択)についての中間評価を実施中。	文部科学省
33	大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業	英語による授業のみで学位が取得できるコースの設置、海外共同利用事務所を通じたワンストップの対応など国際化の拠点としての総合的な体制整備を図るとともに、産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じて、資源や成果の共有化を図り、国際化に積極的な大学を含め我が国の大学の国際化を推進する。平成21年に13大学を採択するとともに、この他の国際化に意欲的な大学とのネットワーク化や産業界との連携強化のため、「グローバル30産学連携フォーラム」を、経団連との協力の下、毎年実施。本年2月には、総括シンポジウムを開催。	文部科学省

## (2)教育機関の強化(続)

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
34	日本人若手英語教員米国派遣事業	若手英語教員を米国の大学に派遣し、英語教育の教授法を学ばせるとともに、米国での人的交流やホームステイを通じて米国の理解を深め、英語教員の英語指導力、及び英語によるコミュニケーション能力の充実を図る。平成25年度は、都道府県市教育委員会の推薦のあった107名の教員の参加を得て、昨年5月及び7月に事前研修会を開催し、7月末から本年1月末まで米国内の7つの大学において研修を実施。	外務省、 文部科学省
35	国際バカロレアの推進	国際的に通用する大学入学資格を取得可能な「国際バカロレア」の日本の学校への普及・拡大を図るため、国際バカロレアのプログラムの一部科目を日本語で実施する「日本語DP」の開発・導入等を進める。また、国際バカロレアの趣旨を踏まえたカリキュラムや指導方法、評価方法等に関する調査研究を行う。	文部科学省

## (3)グローバル人材の育成・獲得

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
36	世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)	優れた頭脳の獲得競争が世界的に激化してきている中で、我が国が科学技術水準を維持・向上させていくため、優秀な人材の世界的な流動の「環」の中に位置づけられ、世界中から人材が集まる開かれた研究拠点をづくり、優れた研究成果を生み出す。平成19年度採択5拠点については、研究者の30～50%が外国人、英語使用が名実ともに当たり前、質の高い論文を輩出する等の高い成果が上がっている。今年度は、平成22年度採択の1拠点及び平成24年度採択の3拠点を含む全9拠点について支援。	文部科学省
37	国際即戦力育成インターンシップ事業	中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向け、グローバル人材を育成するため、日本の若手社会人・学生をインターン生として開発途上国の政府系機関、民間企業等に派遣する「国際即戦力育成インターンシップ事業」を行う。平成25年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、ミャンマー等の開発途上国に若手社会人・学生152名を派遣。	経済産業省

## (4) 学生の留学・交流

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
38	グローバル人材育成に向けた高校生の留学促進等	初等中等教育段階からのグローバル人材育成のため、原則1年間、海外留学する高校生に留学支援金(300人×40万円)を支給するとともに、留学フェア等の開催に必要な経費を都道府県に対して支援する。また、海外で日本語を専攻する外国人高校生115人を民間の留学交流団体を通じ、6週間程度招致して、日本の高等学校に体験入学させ、異文化理解を促進する。	文部科学省
39	大学等の留学生交流の推進	意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、世界で勝てる真のグローバル人材を育成するため、奨学金の拡充により留学経費の負担軽減を図るとともに、大学、企業等との連携による研修の実施等、日本人学生等の海外留学をきめ細かく支援する官民が協力した新たな制度を創設する。 また、グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や我が国の高等教育機関の国際競争力強化「日本再興戦略」に掲げられた留学生30万人受入れの実現を図るため、優秀な外国人、留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。	文部科学省
40	GiFT (Global Incubation × Fostering Talents)プロジェクト	日本人学生の海外留学及び外国人留学生の受入れのための奨学金制度の創設・充実などの、大学等と産業界の連携による学生・若手研究者・社会人を通じた滞在・生活費支援の民間の創意に基づく仕組みづくりを促進。一般社団法人 グローバル教育推進プロジェクト(GiFT)は、日本人学生の海外体験の価値を最大化する研修等の実施のほか、ウェブサイトの開設、文科省関連予算等の情報掲載、企業等からの奨学資金の募集等の告知など、留学・国際交流の価値化・可視化を目指した情報の発信・蓄積を図る。	文部科学省
41	2013年度経団連グローバル人材育成スカラーシップ	グローバル・ビジネスで活躍する人材を育成する上で、海外留学は最も有効な手段の一つであるが、日本人の海外留学は減少傾向にあるため、日本人学生の積極的な海外留学を後押しすることを目的とする。「2013年度経団連グローバル人材育成スカラーシップ」において、「グローバル人材育成推進事業」や「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」採択大学等のうち、13大学36名を合格とした。一人100万円の奨学金の支給するほか、現地での留学生活やインターンシップ、将来の進路等に関する助言や情報提供を行っている。	文部科学省、 経済産業省

## 4. 生活環境の整備

我が国で活動する外国人が暮らしやすい環境をつくるため、教育環境や医療環境の整備に取り組む。

### (1) 共生社会政策

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
42	日系定住外国人施策推進会議	政府として「日系定住外国人施策に関する行動計画」に基づく取組を進める。昨年10月に開催された日系定住外国人施策推進会議幹事会において、同計画の実施状況のフォローアップを実施。	内閣府
43	「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」	在留外国人の諸問題を討議・検討し、その緩和・解決に積極的に取り組み、さらには、内外関係者とのネットワークを構築するなど日本国内のグローバル化に貢献する。昨年2月に「大規模災害と在留外国人」をテーマに開催。また、外国人が集住する地方自治体や関連機関・団体等と意見交換等を行い、在留外国人の現状及び問題点を把握し、ネットワーク強化を図っている。	外務省

### (2) 医療環境

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
44	外国人患者受入れ医療環境の整備推進事業	オリンピック開催決定も踏まえ、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された拠点整備に向け、通訳等の育成カリキュラム作成や医療機関における外国人患者向け説明資料の標準化・翻訳などの準備を開始する。また、外国人患者受入れに資する医療機関の認証制度推進事業(JMIP)を継続・強化する。	厚生労働省

### (3)教育環境

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
44	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	我が国に在留する外国人が日本語を用いて円滑に生活を送ることができるよう、「生活者としての外国人」を対象とした、地域における日本語教育の充実を図る。本年度は、日本語教育の実施、日本語指導者の養成及び教材の作成を一体的に行なう取組等を支援するとともに、地域日本語教育コーディネーター研修を実施。	文部科学省
45	外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可促進	外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、インターナショナルスクールの各種学校設置認可の弾力的な扱いを促進する。各都道府県に対し、昨年11月8日、各種学校設置認可基準等の更なる弾力化の可能性について改めて積極的な検討を促す通知の発出等を実施。	文部科学省
46	定住外国人の子供の就学支援事業	景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場(本年度21教室を採択)を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入ができるようにする。	文部科学省
47	国際理解教育の推進	各学校では、社会科などの各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間を通じて国際理解教育に取り組んでいる。さらなる国際理解教育の推進を図るため、毎年度、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を対象とした全国会議を開催し、優良事例校による実践発表や意見交換を行っている。なお、昨年10月には、平成20年度に作成した「中・高等学校編」に引き続き、全国の国際理解教育の優良事例を集めた「国際理解教育実践事例集(小学校編)」を作成した。	文部科学省



## 5. インフラ整備

国際競争力強化に資する観点から、首都圏空港の機能強化等のインフラ整備に取り組む。

番号	施策・事業の名称	施策・事業の内容	担当省庁
48	首都圏空港の機能強化	国際的な人流・物流の効率化に向けて、羽田・成田両空港の年間合計発着容量を拡大するための取組を着実に進行。昨年3月より、羽田空港については国内線の年間発着枠を2万回増枠、成田空港については年間発着枠が27万回に拡大し、現在、羽田・成田両空港の年間合計発着容量は68万回となっている。引き続き2014年度中の75万回化達成を最優先課題として取り組む。また、75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向け、具体的な方策の検討を進め、今年度中に技術的な選択肢の洗い出しを行う。	国土交通省
49	首都圏空港を含めたオープンスカイの枠組みの構築	アジアなど海外の旺盛な経済成長を取り込みつつ、世界的な航空自由化に伴う競争環境の変化に対応するため、平成22年10月以降、首都圏空港の容量拡大を踏まえ、首都圏空港を含めたオープンスカイの枠組みの構築を戦略的に推進。平成26年2月末時点で、27カ国・地域(我が国に発着する総旅客数の約94%)との間で合意。	国土交通省
50	ビジネスジェットに関する取組	我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進のため、ビジネスジェットの受入環境の整備を推進する。昨年10月には外国籍ビジネスチャーター機が我が国に乗り入れる場合において、一定の条件を満たす場合に、それに接続する国内区間を許可対象とする措置を実施。また、ビジネスジェットを用いたチャーター事業に特化した、運航に関する包括的な審査基準を策定し、昨年12月に施行。	国土交通省
51	都心直結線の整備に向けた検討	都心と首都圏空港とのアクセス改善に向けて、既設の鉄道の活用や都心部における大深度地下の利用などによる都心直結線の整備に向けた検討を進める。今年度、現況調査等の都心直結線の整備に関する調査を実施。	国土交通省

# (参考)日本の対内直接投資に関する出来事

1985年	プラザ合意
1990年	日米構造協議終結
1991年	外為法を改正し、大半の対内直接投資について事前届出報告から事後届出報告へ移行
1994年	対日投資会議を設置
1996年	金融システム改革法(金融ビッグバン)の制定
1997年	独占禁止法の改正により、持株会社解禁
1998、99年	法人税率を37.5%から30%に引き下げ
1999年	商法改正により、株式交換・株式移転による企業再編が可能に
2001年	企業組織再編税制の整備により合併・分割・事業譲渡等を円滑化
2003年	Invest Japan を掲げ、関係府省庁に「対日直接投資総合案内窓口」( Invest Japan office )を設置、ジェトロが「対日投資・ビジネスサポートセンター」を設立
	「2001年末の対日直接投資残高から5年間で倍増する」政府目標を設定
	対日投資会議、対日直接投資促進を総合的に示した「対日投資促進プログラム」を策定
2006年	「2010年末に対日直接投資残高をGDP比でさらに倍増(5%程度)にする」目標を設定
	対日投資会議、「対日投資促進プログラム」を見直し、「対日直接投資加速プログラム」を策定
2007年	会社法の「合併等対価の柔軟化」(三角合併)の規定施行、課税繰延べが可能に
2008年	対日投資有識者会議を設置、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」をとりまとめリーマン・ショック
2010年	アジア拠点化補助金を創設
2011年	東日本大震災
	アジア拠点化・対日投資促進会議、「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を決定
2013年	「日本再興戦略」を閣議決定(「2020年における対内直接投資残高35兆円」を目標として明記)